

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	天理市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/shichoukoushitsu/sougouseisakuka/main

執行機関名 天理市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	天理市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成27年12月天理市条例第39号)による重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する例別表第一第4の項天理市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成27年12月天理市条例第39号)による重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号)第1条	天理市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成27年12月天理市条例第39号)
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第一条 この条例は、重度心身障害老人及びひとり親家庭等の老人に対し医療費の一部を助成し、もって重度心身障害老人等の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		天理市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成27年12月天理市条例第39号) 天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則(平成27年12月天理市規則第41号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	天理市重度心身障害老人等医療費助成条例第2条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	天理市重度心身障害老人等医療費助成条例第2条の助成要件に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 二	天理市重度心身障害老人等医療費助成条例第2条第1項第2号 天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第2条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者)に係る道府県民税に関する情報	該申請に係る重度心身障害者老人等又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		

備考	
----	--